

近江大橋有料道路無料化に伴う

回数通行券払戻しについてお知らせ

昭和49年9月26日から有料道路として、39年に亘りご利用いただきました『近江大橋有料道路』は、平成25年12月25日（水）をもって有料の期間を終え、平成25年12月26日（木）から無料開放いたしました。

皆様には、長らくご利用いただき、誠にありがとうございました。

なお、無料開放に伴い、お客様が所持されている未使用の回数通行券は、下記により払戻しをさせていただきます。

《回数通行券払戻しのご案内》

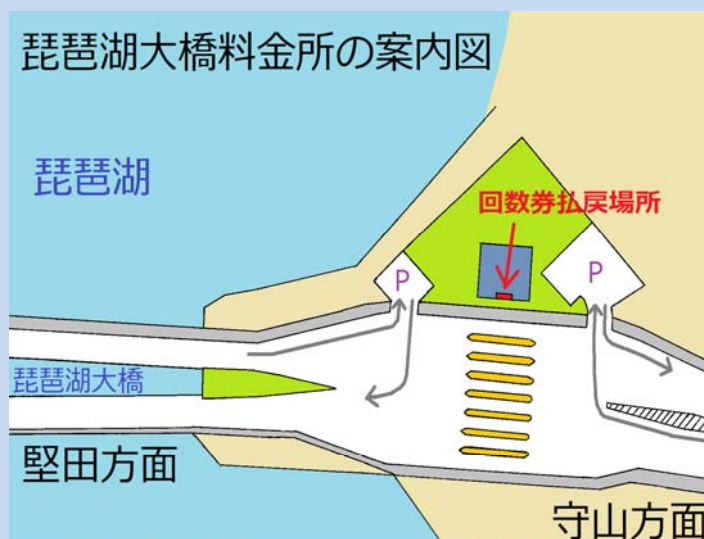
払戻窓口により払戻期間および時間帯が異なりますので、お間違えのない様ご注意ください。

払戻窓口	問い合わせ先	払戻期間	払戻時間
琵琶湖大橋有料道路管理事務所 〒524-0101 守山市今浜町 2539 番	(料金所) 077-585-8808	平成25年11月1日から 平成26年 6月25日まで	毎日 土日祝日も払戻 できます 7:00~20:00
滋賀県道路公社 本社 〒520-0807 大津市松本一丁目2番1号 滋賀県大津合同庁舎4階	077-524-0141		平日のみ 9:00~17:00

注：払戻しは原則「現金」でお支払いいたしますが、条件により口座振込にさせていただく場合がありますので、《払戻しに関する注意事項》をご覧ください。

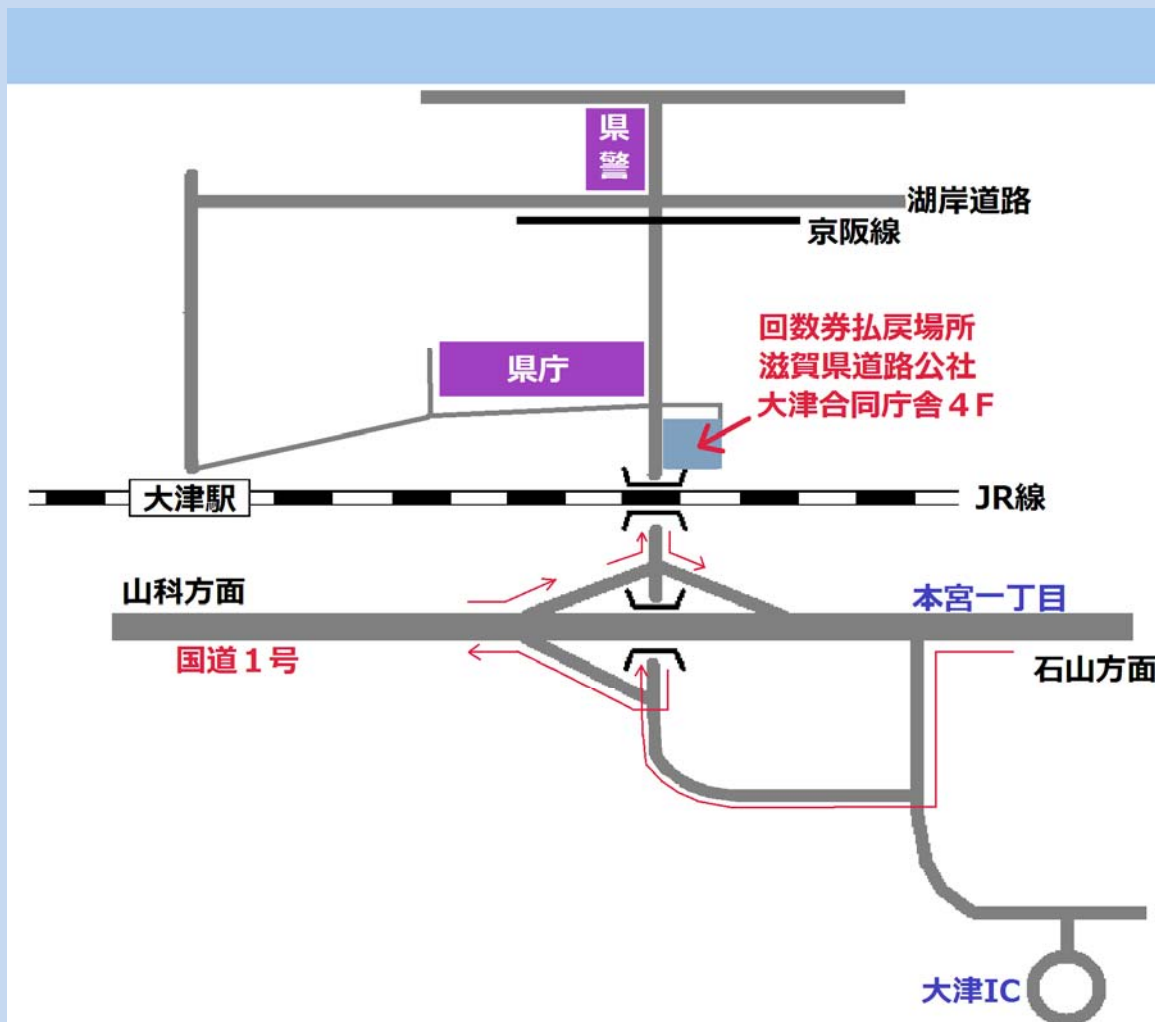
払戻期間を過ぎますと、払戻しが出来なくなりますので、必ず期間中にご請求願います。

琵琶湖大橋料金所の案内図



交通量が多いので、駐車場への
出入りにはご注意ください。

琵琶湖大橋有料道路管理事務所（料金所）



滋賀県道路公社本社

《払戻しに関する注意事項》

1. 払戻金のご請求にあたっては、払戻窓口に備付けの請求書をご使用下さい。
 (請求書は、道路公社ホームページからもダウンロードできますので、ご利用下さい。
 〒171 http://www.biwa.ne.jp/~douro-co/)
2. ご請求のあった払戻金については、原則、払戻窓口で現金によりお支払いします。
 ただし、企業・団体等で**大量(10万円以上)に回数通行券の払戻しを請求される場合は**、事務の都合上、お客様の取引銀行等の**口座振込扱い**とさせていただきます場合がありますので、必ず、事前に払戻窓口までお問い合わせ願います。
3. 払戻窓口には次の書類をご持参下さい。
 - ①回数通行券払戻請求書(兼領収書)※上記1の請求書
 - ②回数通行券
4. 払戻窓口にお越しいただくことが出来ないお客様につきましては、郵送による受付も行います。
 上記3①の請求書にお客様の取引銀行口座等を記入の上、②とともに道路公社本社まで送付して下さい。ただし、請求金額の多寡にかかわらず、払戻しは口座振込となります。
 なお、恐縮ですが、送料はお客様負担をお願いします。(書留郵便での送付をお願いします。)

払戻金額計算方法

払戻しは回数通行券に表示されている額ではなく、販売価格から1枚あたりの金額を算出し、それにお手持ちの残枚数を乗じて計算します。(1円未満の端数は切り捨て)

$$\text{払戻金額} = \frac{\text{回数通行券1冊の販売価格}}{\text{回数通行券1冊のつづり枚数}} \times \text{回数通行券の残枚数}$$

【例】近江大橋有料道路の普通車回数通行券（60回券）の内23枚が残っている場合

普通車回数通行券
(60回券) 販売価格

$$7,870\text{円} \div 60\text{枚} \times 23\text{枚} = 3,016.83\cdots\text{円}$$

※1円未満は切り捨てのため

払戻額 3,016円

その他

- 払戻しにあたっては、残枚数を確認の上お越しく下さい。窓口で枚数確認を行いますので、多少のお時間をいただく場合があります。
 - 真贋鑑定をさせていただき、偽造された回数通行券であると認められた場合には、払戻しできません。また、警察に通報し、お客様に事情をお聞きすることがあります。
 - 料金ブースでの払戻しは行いません。料金事務所にてお手続きをお願いします。
- ※無料開放後は、料金ゲートの撤去や周辺道路工事を実施しますので、通行規制等にご注意ください。ご迷惑をおかけしますが、ご協力よろしく申し上げます。

払戻しに関するお問い合わせ先

滋賀県道路公社 本社（経営企画課） ※受付時間/9:00~17:00（土日祝日は除く）
〒520-0807 大津市松本一丁目2番1号（大津合同庁舎4階）
TEL 077-524-0141 FAX 077-524-5531

滋賀県道路公社ホームページでもお知らせしています。

滋賀県道路公社

検索